

ロンドン正行寺トラスト（三輪精舎）

児童保護法

チャイルド・プロテクション・ポリシー

スプリングスクール、子ども会、学生会などの活動を支援するロンドン正行寺トラスト（三輪精舎）の住人と全てのボランティアは、以下の児童保護法を認識しておかなければならない。

この文書で、「子ども」とは満 18 歳に満たない者をいう。

1. はじめに

ロンドン正行寺トラスト（三輪精舎）は、子ども達を危害から守ることに努める。

この組織内の住人、僧侶、理事、ボランティア、そして親は、子どもや青少年に危害を及ぼす問題についての意識を高める責任を受け容れ承認する。私たちは、子どもと青少年を守るために、以下のように努める。

- ・ 住人、僧侶、理事、ボランティアのための行動規範を持つ。
- ・ 住人、僧侶、理事、ボランティア、親は、児童保護法に関する情報を共有する。
- ・ 親や子どもを適切に関与させながら、必要な関係機関と懸念する問題の情報を共有する。

この方針と実際が適切に機能しているかは、毎年見直される。

2. 意思表示

これは、ロンドン正行寺トラスト（三輪精舎）での活動に関わる全ての子どもを、身体的、情緒的、性的虐待を含むすべての種類の虐待から安全に保護するための方針である。子どもがロンドン正行寺トラスト（三輪精舎）の活動に参加している間、快適に保護されていると感じられる安全な環境をつくることを約束する。住人、僧侶、理事、ボランティア、親は、個人の権利、安全と福祉について、常に尊敬と理解を示さなければならないし、ロンドン正行寺トラスト（三輪精舎）の精神と原則が反映される行動を取らなければならない。

3. ロンドン正行寺トラスト（三輪精舎）の住人、僧侶、理事、ボランティアと親への指針

a. 姿勢

住人、僧侶、理事、ボランティア、親は、以下のことを守る。

- ・ 尊敬、尊厳、思いやりをもって子どもに接する。
- ・ 常に子どもが話していることを聴く。

- ・ 個々の子どもを尊重する。
- ・ 個々の子どもの個性を認める。
- ・ 個々の子どもを励ます。
- ・ どのような状況の時でも、それぞれの子どもの個人的立場の限界と制約を念頭におく。

b. 良い例

住人、僧侶、理事、ボランティア、親は以下の通りに努める。

- ・ 他の人が見習いたいと望む例を示す。
- ・ 子どもに適切な言葉を使用し、子どもや彼らと共に行動する大人が不適切な言葉を使ったら、注意を与える。
- ・ 子どものプライバシーを尊重する。

c. 一対一の接触

住人、僧侶、理事、ボランティア、親は、

- ・ 他の人々から離れて、一人だけで過度の時間を子ども達と過ごさない。住人、僧侶、理事、ボランティア、親は、子どもと接触する時、常に、他の人の視野に入るように努める。
- ・ 万一、子どもと単独で会わなければならない時は、出来るだけその会合が公になるように、あらゆる努力をしなければならない。
- ・ もしプライバシーが必要なら、住人、僧侶、理事、ボランティア、親に必要な応じて、会合とその場所を知らせること。

d. 身体的接触

住人、僧侶、理事、ボランティア、親は、以下のことをしてはならない。

- ・ ばか騒ぎを含む性的な挑発をするような、または荒っぽい身体的ゲームをすること。
- ・ 子どもが自分でできる個人的な事に手出しをすること。（もし子どもの運動能力に制限がある場合は、住人、僧侶、理事、ボランティア、親は、その子供に付き添う親、学校教師などに助けを求める。）
- ・ あらゆる種類の不適切な接触を容認したりそれに参加したりすること。

e. 通則

住人、僧侶、理事、ボランティア、親は

- ・ 私たちの行為がどんなに良心的であっても、誤解されることがあるかもしれないことを認識する。

- ・ 事実を確認することなく、他人に対して結論を下してはならない。
- ・ 駄々をこねたり、癩癩を起したりなど、注意を引かせるための不適切な状況に引き込まれないようにする。
- ・ 児童虐待の問題を誇張したり、軽視したりしてはならない。たとえ遊びの中でも、子どもに対しても、それを暗示するようなことを云ったり、そのようなそぶりをしてはいけない。

f. 人間関係

他の住人、僧侶、理事、ボランティア、親に関わっている住人、僧侶、理事、ボランティア、親は、彼らの個人的関係がロンドン正行寺トラスト（三輪精舎）内での役割に影響しないように心掛ける。

g. 情報の共有

円滑な意思の疎通は、どの組織にも不可欠である。ロンドン正行寺トラスト（三輪精舎）内では、個々人に心配事や質問があればそれを真剣に聞き受け止めてもらえると確信できるように、あらゆる努力がなされなければならない。

組織と活動に携わる全ての人々が情報を入手し、交換出来るようにするのは、理事と主管の責任である。時には守秘されなければならない情報もある。その場合は「情報は知る必要のある人のみに伝え、知る必要のない人には伝えない」のが原則である。

h. 親

親あるいは保護者は常に、子どもの福祉に最終的な責任があり、信頼できる組織に子どもが属しているかを確認しなければならない。

私たちはそのために以下のことを行う。

- ・ ウェブサイトに児童保護法全文を掲載する。
- ・ 明示した児童保護法の責任者と連絡先を公に掲示する。

i. 住人、僧侶、理事、ボランティア

子どもに支援と指導を提供する組織としてロンドン正行寺トラスト（三輪精舎）の住人、僧侶、理事、ボランティアは、各々が児童保護法に関する責任を認識し、児童保護法を実践するための知識を持たなければならない。

j. 虐待の疑惑または申し立てを報告する手順

申し立てが行われた場合、またはロンドン正行寺トラスト（三輪精舎）の者が疑念を抱いた場合は、まず記録すべきである。実務的なことに関する詳細には、以下の事項が含まれていなければならない。

- ・ 子どもの名前
- ・ 年齢
- ・ 自宅住所（既知であるなら）
- ・ 生年月日（既知であるなら）
- ・ 親または保護者の氏名と住所
- ・ 電話番号（既知であるなら）

報告書を作成している人が懸念を表明しているのか、それとも他の人の意見を伝えているのか？もしそうならば詳細を記載すること。

- ・ 何が問題を引き起こしたか？
- ・ 事例が起きた日付と時刻。
- ・ 誰かが子どもに話したのか？その場合、何と言ったのか？
- ・ 誰が虐待者であると申し立てられているか？ その場合、詳細を記録する。
- ・ 適切な行動をとるために誰が引き継いだか？ 例) 学校、関連職員、社会奉仕事業等。
- ・ 他の誰かに相談したか？

k. 任命された児童保護者

- ・ 該当の者は、イーリング児童統合対応サービス(ECIRS)電話番号(020) 8825 8000 に直ちに通知する。
- ・ 電話で児童相談所へ問い合わせをすると、子どもの氏名、住所、生年月日、家族構成、問い合わせの理由、担当者の氏名、与えられた助言が書面に記録される。この書面による確認書には、任命された児童保護者による署名、日付が記入されなければならない。
- ・ 守秘義務は維持されなければならない。個々の子どもと家族に関する情報は「知る必要のある人のみに伝え、知る必要のない人には伝えない」との原則に厳密にのっとり、スタッフとのみ共有される。

l. 住人、僧侶、理事、ボランティアによる虐待の疑い

- ・ 住人、僧侶、理事、ボランティアに対して申し立てが成された場合は、任命された児童保護者（プヌワニ香織）、又はその代理人（石井建心）に申し立てを提出しなければならない。（もし、両人に申し立てがある場合は、直接イーリング児童統合対応サービス(ECIRS)電話番号(020) 8825 8000 または警察に通報する。）
- ・ 任命された児童保護者はイーリング児童統合対応サービス(ECIRS)電話番号(020) 8825 8000 に助言を求めて連絡をしなければならない。相談内容とその後の措置を記録すること。

m. 開示

- ・ 児童保護は常に、いかなる他の問題よりも先行すべきものであり、絶対的な守秘を確約しないこと。
- ・ 子どもに直接に質問するよりも、子どものいう事を聴くこと。

- ・ 約束はしないが、安心を与え、子どもの言うことを真剣に受け取ること。
- ・ 遮らないで子どもに話をさせる。
- ・ 聞いたことを受け入れる — 調査や詮索はあなたの役割ではない。
- ・ 過剰に反応しない。
- ・ 罪悪感と孤独感を和らげ、断定はしない。
- ・ あなたはが支援すること、そのために情報を他の人に伝えなければならないことを説明する。
- ・ あなたが何をしなければならないか、誰に伝えなければならないかを説明する。
- ・ 問題が起こったらすぐに相談内容を正確に記録する。
- ・ 子どもが使った言葉または説明をそのまま使用する。子どもが言おうとしたことを誤って聞いたかもしれないことに備え、自分の言葉に置き換えない。
- ・ 助言・指導を受けるために、プヌワニ香織か石井建心に連絡すること。任命された人は、関連組織と懸念や疑惑について話し合う。必要ならば直接問い合わせる。任命された人に連絡が取れない時は、またはその人たちに話をするのが不適切である場合、関係あるボランティアやスタッフは、関係機関に直接連絡する必要がある。
- ・ 措置や相談の内容を 24 時間以内に記録する。